

(お知らせ)

平成 28 年 5 月 6 日
行 財 政 局
(担当 財政部契約課 222-3311)
交 通 局
(担当 企画総務部財務課 863-5095)
上 下 水 道 局
(担当 総務部用度課 672-7726)

公契約に従事する労働者の適正な労働環境確保等のための 入札・契約制度の改正について

京都市では、公契約に関し、市内中小企業の受注機会の拡大やダンピング受注防止対策等のため、入札・契約制度の改革に間断なく取り組んできており、平成 27 年 11 月には公契約基本条例を制定し、更に取組を進めていくこととしています。

この度、同条例第 12 条に規定する「労働関係法令遵守状況報告書の提出」など、公契約に従事する労働者の適正な労働環境確保等のための入札・契約制度の改正を行いますので、お知らせします。

なお、これらの改正は、本年 6 月 1 日の入札公告分から適用します。

記

1 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

(1) 労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出

労働者の適正な労働環境の確保を図るため、次の契約又は協定（以下「対象公契約」）の相手方やその下請負者等（以下「対象受注者等」）に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するための報告書の提出を求めます。

ア 予定価格 5,000 万円超の工事請負契約

イ 予定価格 1,000 万円超の施設の清掃、常駐警備等の役務に係る委託契約

ウ 指定管理協定

(2) 通報・相談窓口の設置

対象公契約における労働者等からの労働関係法令の違反に関する通報・相談を受け付ける窓口を契約担当課（契約課、財務課、用度課）に設置します。

(通報・相談窓口の電話番号)

・市長部局の対象公契約：行財政局財政部契約課 075-222-4411

・交通局の対象公契約：交通局企画総務部財務課 075-863-5095

・上下水道局の対象公契約：上下水道局総務部用度課 075-672-7726

(3) 公表と入札参加停止

報告書を提出しない場合や、虚偽の報告を提出した場合などには、対象受注者等の氏名や公表に至った経過等を公表します。また、公表した対象受注者等の本市の競争入札への参加を停止します。

2 入札時における配置予定技術者の複数人申請の範囲等の拡大について

事業者の入札参加を促し、競争性を一層確保するとともに、技術者の計画的育成に寄与するため、入札時の配置予定技術者の複数人申請（契約締結時に、実際に配置する技術者を1名選択すれば可）の対象となる工事の対象を大幅に拡大するとともに、申請可能な配置予定技術者の数についても1名増大します。

(1) 適用工事

現行	改正後
予定価格 <u>2億円</u> 超の工事	予定価格 <u>5千万円</u> 超の工事

(2) 申請可能な配置予定技術者の数

現行	改正後
<u>2名</u>	<u>3名</u>

3 公共工事の中間前払金支払時における部分払要件の緩和について

京都市が発注する工事について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、次のとおり、中間前払金を支払った場合における部分払の要件を緩和します。

現行	改正後
2箇年以上にわたる工事で中間前払金の支払を受けた場合、 <u>年度末時点でのみ</u> 部分払いを受けることが可能	2箇年以上にわたる工事で中間前払金の支払を受けた場合、 <u>年度末に加え、年度末後の出来高予定額達成時においても</u> 部分払いを受けることが可能

(参考)

最低制限価格等の算定基準の改正について

国における算定基準の改正が3月に通知されたことを踏まえ、ダンピング対策の更なる強化を図るため、本市の最低制限価格^{※1}及び低入札調査基準価格^{※2}を引き上げるための算定基準の改正を国と同様に行いました（この改正は、国と同様に4月1日以降の入札公告分から実施しています。）。

なお、この制度改正については、関係団体に周知したほか、ホームページ「京都市入札情報館」への掲載や対象となる公契約の入札公告でも周知しています。



※1 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

※2 低入札調査基準価格

入札金額があらかじめ設定した価格を下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを調査する基準となる価格。

この調査に基づき、その入札者を落札者とするかどうかを判断する。

	改正前		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の75%～92%		【範囲】 予定価格の75%～92%
	【算定基準】 ①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額
営繕工事	【範囲】 予定価格の75%～92%		【範囲】 予定価格の75%～92%
	【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の80% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額

※ 上記算定基準で算定した合計額にランダム係数（1.00から1.01までの範囲内で、0.001単位で無作為に抽出した数）を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額）に100分の108を乗じて算出します。

※ 工事とは、建設工事（建設業法に規定する土木建築に関する工事）のうち契約担当課（契約課、財務課、用度課）において競争入札に付するものをいいます。

上記のほか、工事関連の業務委託（測量、土木設計、地質調査、補償調査）についても同様の改正を行っています。